

## 新型コロナウイルス感染症関連情報

### ■3回目のワクチン接種券を発送します

2回目のワクチン接種を受けた、接種日時点で18歳以上の方を対象に、3回目のワクチン接種券を発送します。2回目の接種から6カ月が経過していれば、接種券が届き次第、予約して接種を受けられます。

区分	2回目接種日	発送予定日
医療従事者等および高齢者施設等の従事者	2021年10月	3月22日(火)
3月31日時点で65歳以上の方	2021年10月	3月22日(火)
	2021年11月	4月19日(火)
	2021年12月	5月24日(火)
3月31日時点で64歳以下の方	2021年9月1日～15日	2月24日(休)
	2021年9月16日～30日	3月11日(金)
	2021年10月1日～15日	3月22日(火)
	2021年10月16日～31日	4月12日(火)
	2021年11月1日～15日	4月19日(火)
	2021年11月16日～30日	5月12日(休)

\*接種券の到着は、発送日の翌日から数日間かかります。発送予定日からしばらく経っても接種券が届かない場合は、市コロナワクチン接種コールセンターにお問い合わせください。

### ■小児(5～11歳の方)へのワクチン接種が始まります

接種日時点で5歳以上の方は新型コロナワクチンの接種を受けられるようになります。2017年(平成29年)1月31日までに生まれた方には2月下旬に接種券を発送します。



**ワクチンの種類** ファイザー社製の小児用新型コロナワクチン

**接種間隔** 3週間

**接種回数** 2回

**注意事項**

- ・ワクチン接種は強制ではありません。
- ・2017年(平成29年)2月1日以降に生まれた方には、順次接種券を発送します。

予約方法、接種会場などはホームページでご確認ください。[千葉市 コロナワクチン 小児](#)

#### 相談・問い合わせ

ワクチンの接種予約、接種場所などについては

**市コロナワクチン接種コールセンター**

☎0120-57-8970 8:30～21:00(土・日曜日は18:00まで)

耳や言葉の不自由な方 FAX245-5128 cv-call@city.chiba.lg.jp

**接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」**

ワクチンの接種が受けられる医療機関や扱っているワクチンの種類、予約方法などに関することを掲載しています。[コロナワクチンナビ](#)



### ■住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、住民税非課税世帯などを対象に、生活支援のための給付金を支給しています。

詳しくは、お問い合わせいただくかホームページをご覧ください。[千葉市 住民税非課税 給付金](#)

#### ①住民税非課税世帯

**対象** 世帯全員の2021年度分の住民税均等割が非課税で、2021年12月10日時点で千葉市に住民登録がある世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯等

①2021年1月1日以前から世帯全員が市内にお住まいの世帯

②2021年1月2日以降に転入した方がいる世帯等

\*課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く

#### ②家計急変世帯

**対象** 申請日時点で千葉市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響で、2021年1月以降の家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯

**支給金額** 1世帯につき10万円

**申請方法** ①①5月2日(月)消印有効。自宅に届いた確認書をご確認の上、同封の案内に従って返送してください。

②②9月30日(金)消印有効。申請書(市非課税世帯等給付金コールセンター、相談窓口で配布。ホームページから印刷も可)と必要書類の提出が必要です。詳しくは、市非課税世帯等給付金コールセンターにお問い合わせいただくか相談窓口にご相談ください。

#### 家計急変世帯の判定

2021年度分の住民税均等割が課されている世帯全員の、2021年1月以降の任意の1カ月の収入(給与・事業・不動産・年金収入(非課税は除く)の合計)を年収または所得に換算して、個々に判定します。

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がいない場合	100.0万円以下	45.0万円以下
配偶者・扶養親族を扶養(計1人)	156.0万円以下	101.0万円以下
配偶者・扶養親族を扶養(計2人)	205.7万円以下	136.0万円以下
障害者、ひとり親、寡婦、未成年の場合	204.4万円未満	135.0万円以下

収入額ベースで該当しない場合でも、所得額ベースで該当する場合は支給対象。

#### 例(扶養親族がいない単身世帯の場合)

任意の1カ月の収入 8万円	× 12カ月 =	年間収入 96万円	≤	非課税相当限度額 (収入額ベース) 100.0万円
------------------	----------	--------------	---	---------------------------------

年間収入が、非課税相当限度額(収入額ベース)以下であるため、給付金の対象になります。

#### 相談・問い合わせ

申請書類の請求、申請書類の書き方などについては

**市非課税世帯等給付金コールセンター**

☎0120-201-745 8:30～17:30

(土・日曜日、祝日は3月31日(木)まで)

耳や言葉の不自由な方

FAX245-5541 kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

給付金の手続きに関する相談窓口を開設しています

**日時** 平日8:30～17:30 **期間** 9月30日(金)まで

**会場** 中央保健福祉センター13階、花見川保健福祉センター3階、稲毛保健福祉センター1階、若葉区役所2階、緑保健福祉センター2階、美浜保健福祉センター4階

\*支給対象の確認や申請はできません。

感染予防や健康の不安などについての相談は

**新型コロナウイルス感染症相談センター**

☎238-9966 9:00～19:00

耳や言葉の不自由な方

FAX307-7274 chibashicorona@city.chiba.lg.jp

本紙掲載の催しは、新型コロナウイルスの影響で中止や内容などを変更することがあります。最新の情報を主催者にご確認ください。

参加する時はマスクを着用し、体調がすぐれない場合などは、参加を控えるようお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、[千葉市 コロナ](#)